



監 内 第 50 号

令和 4 年 12 月 26 日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市監査委員 杉山 雅男

伊東市監査委員 井戸 清司

令和 4 年度第 1 回定期監査等の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき令和 4 年度第 1 回定期監査等を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

第1 監査の基準

この監査は、伊東市監査基準（令和2年伊東市監査委員告示第2号）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

施設監査

第3 監査の期間

令和4年10月11日から令和4年12月23日まで

第4 監査の対象

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの以下の施設等における財務に関する事務（施設設備等の維持管理事務を含む。）の執行及び経営に係る事業の管理

部 名	対象施設等	書類監査実施日	本監査実施日
市 民 部	富 戸 出 張 所	令和4年10月25日	令和4年11月8日
教 育 部	宇 佐 美 小 学 校	令和4年10月24日	令和4年11月7日
	南 小 学 校	令和4年10月25日	令和4年11月7日
	宇 佐 美 中 学 校	令和4年10月24日	令和4年11月7日
	南幼稚園富士見分園	令和4年10月25日	令和4年11月8日
	宇 佐 美 幼 稚 園	令和4年10月24日	令和4年11月8日

第5 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 郵券等金券類の管理が適正に行われているか。
- 3 備品の管理は適正に行われているか。
- 4 施設における安全管理は適正に行われているか。
- 5 施設、器具等の管理は適正に行われているか。
- 6 その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

第6 監査の主な実施内容

各施設に出向き、提出資料、諸帳簿等関係書類の内容分析、照合及び関係者からの説明聴取を行い、監査対象とした事務事業が適正に執行されているか否か、また、施設等の管理運営状況について確認を行った。

第7 監査の結果

今回監査をした範囲における事務事業は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

簡易な内容等は、監査過程での指摘にとどめるが、今後とも、的確な判断に基づき、

事務事業等が適正に執行されるよう望むものである。

監査結果の概要は、次のとおりである。

1 全般的な事項

- (1) 年次有給休暇、特別休暇その他の申請及び出勤簿の事由欄について記載誤り、数字を上書き訂正しているものが散見された。平成 30 年 4 月に配布された資料「各種休暇等の申請及び取扱いについて」等に基づいた適切な処理に努められたい。
- (2) 施設の維持管理については、建物、設備、遊具等の経年劣化による不具合が多く、維持管理に多額の費用を要するため、限られた予算の中、職員等の協力により対応するなどの努力をされている。さらに、遊具、体育器具等については、業者点検とは別に職員による安全点検を学校、園ごとに定期的を実施するなど、事故防止にも努められている一方で、長年不具合を指摘されいながら修繕が進んでいないものも見受けられる。今後も、園児、児童、生徒の安全を第一に考え、重要性、緊急性等を考慮し、消防用設備等不具合を指摘されている事項についても適切な維持管理を行うとともに、財源については財政担当課と協議を行いながら、速やかな修繕等の対応を図られたい。
- (3) 防犯については、登下校（登降園）時の保護者や職員によるパトロールの実施に加え、警察のパトカーによる巡回など、登下校時の安全対策に取り組んでいる。また、不審者情報についても、保護者へのメール配信及び各小中学校や警察への情報提供により、速やかに周知されるような体制づくりに努めている。今後も、地域や警察と連携し、各施設に応じた安全対策を講じるとともに、園児、児童、生徒の安全、安心の確保に努められたい。

2 監査を実施した各施設に関する事項

- ※ 各施設の経費については、人件費、報酬、報償費、旅費並びに負担金補助及び交付金を除き記載してある。

富 戸 出 張 所

- (1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 昭和 30 年 4 月 1 日

イ 延べ床面積 46.34 ㎡

ウ 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建て（富戸コミュニティセンター）の 1 階一部分

エ 竣工年月日 平成 7 年 6 月 30 日

- (2) 令和 4 年 9 月 30 日現在の職員数は、2 人（うち会計年度任用職員 1 人）である。
- (3) 伊東市役所出張所処務規則（昭和 30 年伊東市規則第 142 号）第 4 条による出張

所で処理する事務は、次のとおりである。

- ア 戸籍、住民基本台帳、印鑑、死産、国民健康保険及び国民年金の資格の取得又は喪失に関する届出（申請）の受理及び証明書等の交付に関すること。
- イ 個人番号カード及び通知カードの届出等に関すること。
- ウ 介護保険法被保険者の住所異動届出に関すること。
- エ 税務その他の証明に関すること。
- オ 死体（胎）埋火葬許可及び改葬許可に関すること。
- カ 斎場及び霊柩自動車の使用許可に関すること。
- キ 国民健康保険に係る出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに被保険者証の交付に関すること。
- ク 市税、使用料、手数料その他公金の収納に関すること。
- ケ 子ども医療及び児童手当支給の申請の受付に関すること。
- コ 広報その他の文書の取次ぎ及び連絡に関すること。
- サ 他の市町との間の相互事務委託に関する規約に基づき行う住民票の写し等の交付請求の受付及び交付に関すること。
- シ その他市長が特に命じたこと。

(4) 本出張所における取扱業務量は、次のとおりである。

取 扱 業 務	件数(件)
戸 籍 関 係 届 出	2
住 民 基 本 台 帳 関 係 届 出	42
印 鑑 登 録 関 係 処 理	65
市 税 、 使 用 料 等 収 納 事 務	929
戸 籍 、 住 民 票 等 各 種 証 明 関 係	1,190
国 保 関 係 (税 収 納)	198
国 保 関 係 (そ の 他)	28
後 期 高 齢 者 医 療 関 係 (保 険 料 収 納)	164
後 期 高 齢 者 医 療 関 係 (そ の 他)	94
年 金 関 係	4
子 ど も 医 療 関 係	12
介 護 保 険 関 係 (保 険 料 収 納)	126
介 護 保 険 関 係 (そ の 他)	29
福 祉 関 係	31
上 下 水 道 関 係	96
教 育 関 係	24
計	3,034

(要望)

(5) 備品について

パソコンデスク、長椅子、アクリルパネル、契印綴じ機及び防犯カメラの各1点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示(伊東市物品会計規則第22条)の確認を行ったところ、適正に処理されていた。

今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(意見)

(6) マイナンバー事業について

マイナンバーカードの受取りに関する電話予約受付、管理を本庁及び富戸出張所で行っており、分かりやすくスムーズな電話対応をしている。出張所においては少人数で多様な業務を処理しているため、電話対応中に来所者があった場合は一旦電話を切り、折り返し電話するなど市民を待たせることがないような配慮がされている。今後も、市民の立場に立ったきめ細やかな対応を望むものである。

(7) 現金の管理について

出張所で収納された現金は、出張所集金業務委託により委託業者に回収されており、職員が現金を金融機関に持っていくなどのリスクへの改善が図られている。引き続き、安全かつ適正な管理を望むものである。

宇佐美小学校

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月 明治6年6月

イ 用地面積 15,613 m²

ウ 延べ床面積 9,349 m² (うち校舎 7,885 m²、体育館 1,125 m²)

エ 校舎 (主な部分)

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

(イ) 竣工年月日 平成6年2月

(2) 令和4年9月30日現在の学級数は14学級(特別支援学級2学級を含む。)、児童数は308人で、職員数は県費負担の教職員28人(うち会計年度任用職員2人)と市職員7人(うち会計年度任用職員6人)である。市会計年度任用職員には、事務員、特別支援教育支援員及び多人数学級支援講師が含まれる。

児童数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1学年	64	53	46	53	36
特別支援	0	2	0	0	0
2学年	50	64	54	48	52
特別支援	0	0	2	0	1
3学年	58	50	64	52	47
特別支援	0	1	0	3	2
4学年	57	58	52	62	52
特別支援	2	0	3	1	3
5学年	70	57	58	51	62
特別支援	4	2	0	2	1
6学年	60	70	56	57	49
特別支援	1	4	3	1	3
計	366	361	338	330	308

※ 児童数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」

※ 特別支援は、特別支援学級である。

- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 9,748,075 円（需用費 6,011,832 円、使用料及び賃借料 1,384,124 円、備品購入費 1,615,821 円等）、情報教育推進事業 883,813 円（使用料及び賃借料 861,666 円等）、学校給食管理事業 17,051 円（使用料及び賃借料等）、学校調理場運営事業 12,503,616 円（需用費 1,275,437 円、委託料 10,511,487 円等）である。修繕料は 103,378 円で、主なものは正面入口床タイル部分張替え修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は、632,830 円である。

- (4) 教育総務課から交付された切手等の受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

区 分	単位	切 手	はがき	その他	計
令和4年 4月1日現在	枚	367	29	4	400
	円	24,665	1,450	84	26,199
受 け	枚	261	0	0	261
	円	26,220	0	0	26,220
払 い	枚	100	0	0	100
	円	10,456	0	0	10,456
令和4年 10月24日現在	枚	528	29	4	561
	円	40,429	1,450	84	41,963

(意見)

- (5) 備品について

片袖机、薬品戸棚、電子複写機、熱中症暑さ指数計及びノートパソコンの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、廃棄済みで返納処理がされていないものが 1 点見受けられ

たため、速やかに対処されたい。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(6) 安全管理について

ア 施設内の遊具及び体育器具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 3 回の定期保守点検を行うことになっている。

・非破壊安全検査 令和 4 年 5 月 11 日実施

・定期保守点検 令和 4 年 8 月 29 日実施

令和 4 年 8 月 29 日実施の定期保守点検では、21 点の遊具及び体育器具を点検し、13 点に何らかの指摘があった。そのうち 1 点は使用禁止の判定を受けており、廃棄を検討されているようであるが、対応が遅れると怪我や事故などが危惧される。指摘されたものについては、常に安全に使用できるよう速やかに対処されたい。

イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年 2 回の法定点検を行うことになっている。令和 4 年 8 月 3 日の点検では、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標識並びに防排煙制御設備において不良の指摘が見られた。専門業者に見積りを依頼しているとのことであるが、人命に関わることから重要性を考慮し、速やかな対応に努められたい。

ウ 安全対策及び防犯については、児童が単独で帰ることがないように全校共通で指導し、安全な下校に配慮されている。また、不審者に遭遇した場合の指導を継続的に行っている。不審者情報があった場合には、警察と市内各小中学校に連絡するとともに、保護者にはメール配信で周知を図り注意喚起をするなど、安全管理に取り組んでいる。

今後も、児童が安心して登下校できるよう、警察等と連携を図り、安全が確保できる環境整備に努められたい。

南 小 学 校

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月 昭和 44 年 4 月 1 日

イ 用地面積 19,467 m²

ウ 延べ床面積 8,108 m²（うち校舎 6,851 m²、体育館 1,222 m²）

エ 校 舎 （主な部分）

(ア) 構 造 鉄筋コンクリート造 4 階建て

(イ) 竣工年月 昭和 44 年 5 月

(2) 令和 4 年 9 月 30 日現在の学級数は 19 学級、児童数は 573 人で、職員数は県費

負担の教職員 38 人（うち会計年度任用職員 6 人）と市職員 8 人（うち会計年度任用職員 7 人）である。市会計年度任用職員には、事務員、特別支援教育支援員及び多人数学級支援講師が含まれる。

児童数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1学年	85	88	92	85	85
2学年	115	86	91	96	86
3学年	102	116	88	89	95
4学年	108	101	117	94	92
5学年	100	110	100	119	94
6学年	112	98	110	104	118
計	622	599	598	587	570

※ 児童数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」

- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 8,868,517 円（需用費 5,046,830 円、使用料及び賃借料 1,431,385 円、備品購入費 1,687,738 円等）、情報教育推進事業 952,273 円（使用料及び賃借料 861,666 円等）、学校給食管理事業 825 円（役務費）、学校給食センター運営事業 31,065,412 円（需用費 16,014,304 円、委託料 14,323,367 円等）、生活環境向上対策事業 159,600 円（役務費）である。修繕料は 738,909 円で、主なものは屋上防水修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は、1,574,660 円である。

- (4) 教育総務課から交付された切手等の受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

区 分	単 位	切 手	はがき	その他	計
令和4年 4月1日現在	枚	819	30	0	849
	円	86,299	1,500	0	87,799
受け	枚	360	0	0	360
	円	37,000	0	0	37,000
払い	枚	221	2	0	223
	円	17,369	100	0	17,469
令和4年 10月25日現在	枚	958	28	0	986
	円	105,930	1,400	0	107,330

(要望)

- (5) 備品について

職員用シューズボックス、ポスタープリンター台、充電式クリーナー、ブルーレイディスクプレーヤー及びノートパソコンの各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第 22 条）の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(意見)

(6) 安全管理について

ア 施設内の遊具及び体育器具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 3 回の定期保守点検を行うことになっている。

- ・非破壊安全検査 令和 4 年 5 月 11 日実施
- ・定期保守点検 令和 4 年 8 月 29 日実施

令和 4 年 8 月 29 日実施の定期保守点検では、22 点の遊具及び体育器具を点検し、11 点に何らかの指摘があった。指摘されたものについては、適切に対処し、常に安全に使用できるよう速やかに対処されたい。

イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年 2 回の法定点検を行うことになっている。令和 4 年 8 月 5 日の点検では、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び防排煙制御設備において不良の指摘が見られた。専門業者に見積りを依頼しているとのことであるが、安全面の観点からも、速やかな対応に努められたい。

ウ 自家用電気工作物については、委託契約により年 6 回の法定点検を行うことになっている。令和 4 年 7 月 6 日の点検では、改修要請 1 件が出されている。専門業者と対応を検討しているとのことであるが、大きな事故につながることはないよう速やかに対処されたい。

エ 給食費等の集金については、現金を各学級で集金し、金融機関に入金する体制をとっている。現金の取扱いについては細心の注意を払い管理されているところであるが、集計については単独で行われているようであり、安全面の観点から複数人で行うなど適正な対応を取られるよう検討されたい。また、口座振替の移行について検討されているようであるが、金融機関の選択や手数料の負担等が懸念され難航しているようである。現金の取扱いの負担やリスクを軽減するためにも教育委員会と協議し、口座振替に向けてより良い方法を構築されるよう望むものである。

宇佐美中学校

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 昭和 22 年 4 月 1 日

イ 用地面積 11,240 m²

ウ 延べ床面積 6,045 m² (うち校舎 4,282 m²、体育館 1,427 m²)

エ 校 舎 (主な部分)

(ア) 構 造 鉄筋コンクリート造 4 階建て

(1) 竣工年月 昭和46年3月

- (2) 令和4年9月30日現在の学級数は6学級、生徒数は159人で、職員数は県費負担の教職員18人（うち会計年度任用職員3人）及び市会計年度任用職員5人である。市会計年度任用職員は、事務員、特別支援教育支援員、学校司書及び用務員である。

生徒数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1学年	48	48	59	53	48
2学年	73	49	49	59	53
3学年	63	70	49	49	59
計	184	167	157	161	160

※ 生徒数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」

- (3) 本校に係る支出としては、学校管理事業 7,603,343 円（需用費 3,943,521 円、使用料及び賃借料 1,390,088 円、備品購入費 1,502,405 円等）、情報教育推進事業 379,738 円（使用料及び賃借料 360,250 円等）、学校給食管理事業 4,274 円（使用料及び賃借料）、学校調理場運営事業 6,495,386 円（需用費 662,565 円、委託料 5,460,513 円等）である。修繕料は 876,104 円で、主なものは職員室エアコン更新修繕である。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費は 477,048 円である。

- (4) 教育総務課から交付された切手等の受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

区分	単位	切手	はがき	その他	計
令和4年 4月1日現在	枚	1,339	23	40	1,402
	円	143,171	1,270	16,750	161,191
受け	枚	250	0	0	250
	円	34,600	0	0	34,600
払い	枚	152	0	3	155
	円	16,460	0	1,110	17,570
令和4年 10月24日現在	枚	1,437	23	37	1,497
	円	161,311	1,270	15,640	178,221

(要望)

- (5) 備品について

シュレッダ、冷蔵庫、デジタル血圧計、デジタルカメラ及び紙折機の各1点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第22条）の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(意見)

(6) 安全管理について

ア 施設内の体育器具等については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 3 回の定期保守点検を行うことになっている。

- ・非破壊安全検査 令和 4 年 5 月 11 日実施
- ・定期保守点検 令和 4 年 8 月 29 日実施

令和 4 年 8 月 29 日実施の定期保守点検では、12 点の体育器具等を点検し、6 点に何らかの指摘があった。要修繕箇所 4 点のうち、1 点については既に対応が完了しているようであるが、残りの 3 点についても、安全に使用できるよう速やかに対処されたい。

イ 消防用設備等保守点検については、委託契約により年 2 回の法定点検を行うことになっている。令和 4 年 8 月 8 日の点検では、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備並びに誘導灯及び誘導標識において不良の指摘が見られた。専門業者に見積りを依頼しているとのことであるが、人命に関わることであり、大きな被害につながる危険が懸念されるため、生徒が安全に学校生活を送ることができるよう速やかに対処されたい。

ウ 防犯対策については、不審者情報は担任からの指導に加え、緊急時には一斉放送を行うことで迅速な周知に努め、他校とも情報共有を図り、保護者にはメール配信サービスによる情報提供及び注意喚起を行っている。また、職員による定期的なパトロールを行うほか、登下校時のパトカーによる巡回を依頼するなど、防犯、安全対策に取り組んでいる。今後も、地域及び警察等とも連携し、生徒の安全確保に努められたい。

南幼稚園富士見分園

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

- ア 開設年月日 昭和 50 年 2 月 1 日
- イ 用地面積 2,500 m²
- ウ 延べ床面積 756 m² (園舎)
- エ 構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
- オ 竣工年月日 昭和 50 年 2 月 1 日

(2) 令和 4 年 9 月 30 日現在のクラス数は 3 クラス、園児数は 52 人 (定員 88 人) で、職員数は 13 人 (うち会計年度任用職員 5 人) である。

園児数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3歳児	20	19	19	18	13
4歳児	22	24	24	19	19
5歳児	21	23	26	26	19
計	63	66	69	63	51

※ 園児数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」

- (3) 本園に係る支出としては、市立幼稚園管理事業 814,924 円(需用費 379,983 円等)、市立幼稚園一時預かり事業 586,823 円(需用費 346,883 円等)、生活環境向上対策事業 16,500 円(需用費)である。修繕料は 16,500 円で、預かり保育室テレビ端子修繕である。
- (4) 幼児教育課から交付された切手及びはがきの受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

区 分	単 位	切 手	はがき	計
令和4年 4月1日現在	枚	98	23	121
	円	4,280	1,176	5,456
受け	枚	0	0	0
	円	0	0	0
払い	枚	3	0	3
	円	252	0	252
令和4年 10月25日現在	枚	95	23	118
	円	4,028	1,176	5,204

(要望)

- (5) 備品について

講演台、紙芝居キャビネット、デジタル複写機、デジタルカメラ及び冷蔵庫の各 1 点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示(伊東市物品会計規則第 22 条)の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(意見)

- (6) 安全管理について

ア 施設内の遊具については、委託契約により年 1 回の非破壊安全検査及び年 5 回の定期保守点検を行うことになっている。

- ・非破壊安全検査 令和 4 年 4 月 20 日実施
- ・定期保守点検 令和 4 年 6 月 20 日実施

令和 4 年 6 月 20 日実施の定期保守点検では、14 点の遊具を点検し、9 点に何らかの指摘があった。要修繕箇所 4 点については、既に修繕が完了するなど、園児の安全確保のために迅速な対応がなされている。今後も、指摘されたものにつ

いては、状況確認の上、適切に対処されたい。

イ 防犯対策については、登園後から降園時間まで門扉を閉めるとともに、防犯カメラを設置することで不審者の侵入防止を図っている。また、警察署による防犯教室や防犯訓練を行うことで、身を守る方法を指導している。不審者情報の保護者への連絡についてはメール配信により周知に努めている。今後も、地域及び警察等と連携し、園児の安全確保に努められたい。

宇佐美幼稚園

(1) 施設の概要は、次のとおりである。

ア 開設年月日 昭和 25 年 2 月 1 日

イ 用地面積 2,040 m²

ウ 延べ床面積 552 m² (園舎)

エ 構 造 木造平屋建て

オ 竣工年月日 平成 4 年 3 月 16 日

(2) 令和 4 年 9 月 30 日現在のクラス数は 3 クラス、園児数は 31 人 (定員 90 人)

で、職員数は 13 人 (うち会計年度任用職員 5 人) である。

園児数の推移は、次のとおりである。

(単位:人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3歳児	22	14	12	13	8
4歳児	23	23	15	12	12
5歳児	31	21	23	16	11
計	76	58	50	41	31

※ 園児数は、各年5月1日現在である。

※ 参考資料「伊東市の教育」

(3) 本園に係る支出としては、市立幼稚園管理事業 918,956 円 (需用費 486,667 円等)、市立幼稚園一時預かり事業 360,427 円 (需用費 185,147 円等)、生活環境向上対策事業 70,400 円 (需用費) である。修繕料は 70,400 円で、預かり保育室テレビ端子増設修繕である。

- (4) 幼児教育課から交付された切手及びはがきの受払状況は、次のとおりであり、適正に処理されていると認められた。

区分	単位	切手	はがき	計
令和4年 4月1日現在	枚	82	22	104
	円	1,683	1,232	2,915
受け	枚	27	0	27
	円	806	0	806
払い	枚	16	0	16
	円	672	0	672
令和4年 10月24日現在	枚	93	22	115
	円	1,817	1,232	3,049

(要望)

- (5) 備品について

講演台、らくらく収納ボックス、パッケージエアコンディショナー、キャンピンググロック及び時計の各1点を抽出し、備品保管簿と現物の照合及び備品の標示（伊東市物品会計規則第22条）の確認を行ったところ、適正に処理されていた。今後も、備品は市の大切な財産であるという認識を持って、適切な管理に努められたい。

(意見)

- (6) 安全管理について

ア 施設内の遊具については、委託契約により年1回の非破壊安全検査及び年5回の定期保守点検を行うことになっている。

- ・非破壊安全検査 令和4年4月20日実施
- ・定期保守点検 令和4年6月20日実施

令和4年6月20日実施の定期保守点検では、7点の遊具を点検し、4点に何らかの指摘があった。指摘のあったものについては、既に対応が完了するなど、園児の安全確保のために迅速な対応がなされている。今後も、指摘されたものについては、状況確認の上、適切に対処されたい。

イ 防犯対策については、登園後から降園時間まで門扉を閉めるとともに、防犯カメラを設置することで不審者の侵入防止を図っている。不審者情報の保護者への連絡についてはメール配信及び掲示板により周知に努めている。今後も、防犯体制の充実及び安全確保に努められたい。

ウ 防災対策については、月1回（年10回）の防災訓練を実施し、園児が自分の身は自分で守れるよう年齢に応じた指導に努められている。また、万が一に備え飲料水や食料品等も常時保管している。今後も、避難訓練を繰り返し行うことで防災に対する意識を高めるとともに、津波被害が想定される地域であることから、

園児の安全のためにも、迅速な避難体制がとれるよう近隣の学校や地域と連携し、避難経路の確保に努められたい。

以 上